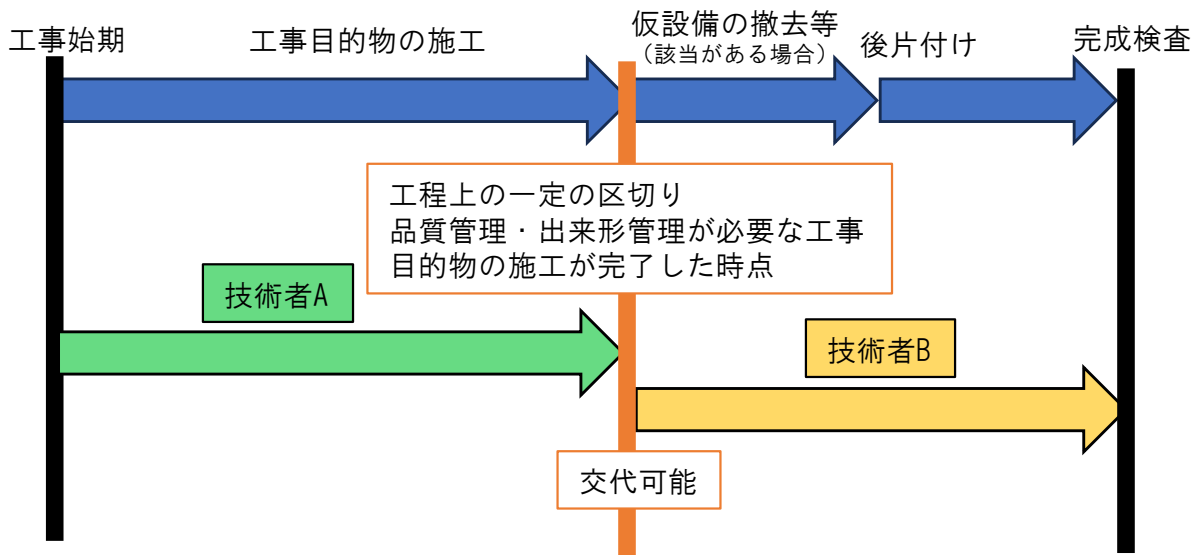


工事における監理技術者等の途中交代要件の緩和

●これまで監理技術者等の途中交代は、

死亡、傷病など真にやむを得ない場合のほか、工場製作を含む工事で工場から現地へ工事の現場が移行する時点などのみであったが、

令和4年度の監理技術者制度運用マニュアルの改正により、工事目的物の施工が完了した工程上の一定の区切りが認められる場合の要件が緩和されたこと等を踏まえ、下記取り扱いとするもの。



- 交代後の配置技術者Bの資格要件（総合評価落札方式の場合）
- ・当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者であれば途中交代が可能。
 - ・交代前の技術者Aと同等以上である必要はない。